

総行安第46号

令和5年9月21日

関係県総務部長 殿

(安全衛生担当課・市区町村担当課扱い)

総務省自治行政局公務員部

安全厚生推進室長

(公印省略)

令和5年台風第6号、第7号又は第13号による災害復旧業務に
従事する職員の健康管理・安全衛生について

この度の令和5年台風第6号、第7号又は第13号により被災された地方公共団体におかれては、一日も早い復旧等に向けて多大な御尽力をされていると承知しています。

災害対応や復旧・復興業務に従事する職員は、十分な休養を取得できないことなどにより、心身の負担が過度となりメンタルヘルスに不調をきたすことが懸念されることから、交代制による休養の取得など、特に災害対応や復旧・復興業務に従事する職員の勤務環境に十分に御留意いただくよう、「令和5年の梅雨期、台風期等の大規模災害時における災害対応業務等に従事する職員の健康管理・安全衛生について」(令和5年5月23日付け総行安第30号)(別紙1参照)において助言しているところです。

つきましては、地方公務員共済組合が職員等向けに設置しているメンタルヘルス等に係る相談窓口(別紙2参照)の活用について職員に周知していただくとともに、(一財)地方公務員安全衛生推進協会が各地方公共団体の職員(他の地方公共団体からの応援職員を含む。)や人事・安全衛生等担当者を対象に実施している各種メンタルヘルス対策事業について積極的に御活用いただきますようお願いいたします。

併せて、貴県内の関係市町村及び一部事務組合等にも、この旨周知されるようお願いいたします。

(連絡先)

安全厚生推進室安全厚生係

担 当：板垣、別所

T E L：03-5253-5560(直通)

E-mail：anzenkousei01@soumu.go.jp

総行安第 30 号

令和 5 年 5 月 23 日

各都道府県総務部（局）長
（安全衛生担当課扱い）
（市町村担当課・区政課扱い）
各指定都市総務局長
（安全衛生担当課扱い）

殿

総務省自治行政局公務員部
安全厚生推進室長
（公印省略）

令和 5 年の梅雨期、台風期等の大規模災害時における災害対応業務等
に従事する職員の健康管理・安全衛生について

平素より、地方公務員の健康管理・安全衛生の推進にご尽力いただいております、心から感謝申し上げます。

さて、例年、梅雨期及び台風期においては、局地的大雨や集中豪雨により、多数の人的被害や住家被害が発生する危険性が高まります。また、大規模地震は時期を問わず発生し、甚大な被害につながるおそれがあります。これらの大規模災害が発生した場合、被災地方公共団体においては、災害対応や復旧・復興業務に従事する職員が十分な休養を取得できないことなどにより、心身の負担が過度となりメンタルヘルス不調をきたすことが懸念されます。

そのため、災害発生時の職員の健康管理・安全衛生については、各任命権者において十分に御配慮されることと存じますが、交代制による休養の取得など、特に災害対応や復旧・復興業務に従事する職員の勤務環境に十分に御留意いただきますようお願いいたします。

その際、下記の地方公務員共済組合（以下「共済組合」という。）が職員等向けに設置しているメンタルヘルス等に係る相談窓口や、（一財）地方公務員安全衛生推進協会（以下「安衛協」という。）が各地方公共団体の職員（他の地方公共団体からの応援職員を含む。）や人事・安全衛生等担当者を対象に実施している各種メンタルヘルス対策事業の活用も効果的であるため、日頃から関係職員に対して周知いただき、特に、災害

発生時においては積極的に御活用いただきますようお願いいたします。

各都道府県におかれては、貴都道府県内の市区町村（指定都市を除く。）及び一部事務組合等に対してもこの旨周知いただきますようお願いいたします。なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対しても、本件について情報提供を行っていることを申し添えます。

記

1. 地方職員共済組合（県職員）のメンタルヘルス等に係る相談窓口（職員向け）※¹

○ 地共済こころの健康相談窓口（電話・WEB・面談カウンセリング）

〈URL〉 <https://www.chikyosai.or.jp/division/welfare/call/03.html>

〈TEL〉 電話カウンセリング専用：0120-7832-24（24時間年中無休）

面談予約専用：0120-7834-12（月～金：9時～21時、土：9時～16時、

日曜・祝日・12/31～1/3を除く）

（参考）市町村職員に関するメンタルヘルス等に係る相談窓口については、各都道府県の市町村職員共済組合にお問い合わせください。

2. 安衛協による各種メンタルヘルス対策事業（①は職員向け、②③は主に人事担当者・安全衛生担当者・福利厚生担当者向け）

① メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業※²（各地方公共団体に臨床心理士等を派遣）

〈URL〉 <http://www.jalsha.or.jp/schd/schd07-3>

〈TEL〉 当該事業に関する問い合わせ：03-3230-2021（安衛協企画課）

② メンタルヘルス対策サポート推進事業※³（電話・メール等により実務面をサポート）

〈URL〉 <http://www.jalsha.or.jp/schd/schd08>

〈TEL〉 当該事業に関する問い合わせ：03-3230-2021（安衛協企画課）

電話相談受付専用：03-5213-4310（原則月曜・木曜の10時～16時（12時～13

時を除く）、祝日・年末年始を除く）

③ 安衛協が主催する各種研修会・セミナー等

〈URL〉 <http://www.jalsha.or.jp/schd/schd01>

〈TEL〉 当該事業に関する問い合わせ：03-3230-2021（安衛協研修課）

3. 上記の他に利用可能な職員向けのメンタルヘルスに関する相談窓口

① こころの耳（厚生労働省）

〈URL〉 <https://kokoro.mhlw.go.jp/agency/>

<TEL> 0120-565-455（月曜・火曜の17時～22時、土曜・日曜の10時～16時、祝日・
年末年始を除く）

（電話相談の他に、SNS相談及びメール相談（24時間受付可）がある。）

② こころの健康相談統一ダイヤル（厚生労働省）

<URL> [https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seika
tsuhogo/jisatsu/kokoro_dial.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seika
tsuhogo/jisatsu/kokoro_dial.html)

<TEL> 0570-064-556

（全国共通の電話番号を設定しており、当該番号に電話をかけると、電話を
かけた所在地の公的な相談窓口につながる。受付時間等は地方公共団体に
より異なる。）

※1 組合員（職員）のみならず、配偶者や被扶養者の方も利用できます。

※2 令和5年度メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業については、別紙1のとおり、
安衛協より各地方公共団体に通知しています（令和5年3月15日付け安衛推協第30
号安衛協理事長通知）。

※3 令和5年度メンタルヘルス対策サポート推進事業については、別紙2のとおり、
地方公務員災害補償基金及び安衛協より各地方公共団体に通知しています（令和5
年4月3日付け地基メ第2号・安衛推協第63号地方公務員災害補償基金理事長及び
安衛協理事長通知）。

（連絡先）

安全厚生推進室安全厚生係

担 当：板垣、別所

T E L：03-5253-5560（直通）

E-mail：anzenkousei01@soumu.go.jp

安衛推協第 30 号
令和 5 年 3 月 15 日

地方公共団体の長 様
(安全衛生担当課扱)

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会
理事長 瀧 上 俊 則
(公 印 省 略)

令和 5 年度メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業について

日頃より、当協会の業務運営につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、近年、地震や台風、集中豪雨などの自然災害が頻発しており、地方公共団体職員は通常業務に加え、災害対応に当たらなければならない、その際に生じる強い精神的ストレス（惨事ストレス）により、心の健康を損なうことが懸念されています。

当協会では、大規模災害や特殊災害により職員の惨事ストレスの発生が危惧される地方公共団体等（以下「自治体」という。）に対し、メンタルヘルス対策支援（心のケア）を行うため、自治体からの要請に基づき臨床心理士等の専門員を派遣する事業を平成 27 年度から実施しております。

令和 5 年度についても、引き続き下記のとおり実施いたしますので、ご活用ください。

記

- 1 要請期間 令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 1 月 31 日まで
(専門員派遣は、令和 6 年 2 月下旬までを予定)
- 2 対 象 大規模災害や特殊災害、新型コロナウイルス対応等により惨事ストレスの発生が危惧される地方公共団体等
(災害発生年度に限らず、後年度の利用も可能です。)
- 3 費 用 無料（講師派遣に係る謝金・旅費は無料、会場利用料等は自治体負担）
- 4 要請方法 事前に電話又はメールにてお問い合わせいただいた上で、実施希望日の 1 か半月前までに要請書を提出してください。支援日程を調整し、支援の決定を行います。
(要請書は当協会ホームページ <https://www.jalsha.or.jp/schd/schd07-3> からダウンロードしてください。)
- 5 留意事項 支援については、派遣の必要性を審査の上、決定しますので、要請書提出の際は、惨事ストレスの発生が危惧される状況がわかる資料（災害の概要等）を添付してください。
- 6 派遣実績 令和 4 年度：1 団体、令和 3 年度：3 団体、令和 2 年度：3 団体

〔問合せ先〕 一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会 企画課
〒102-0083 東京都千代田区麹町 3 丁目 2 番地 垣見麹町ビル
電話：03-3230-2021 FAX：03-3230-2266

地 基 メ 第 2 号
安 衛 推 協 第 6 3 号
令 和 5 年 4 月 3 日

各 地 方 公 共 団 体 の 長
各 一 部 事 務 組 合 等 の 長
各 地 方 独 立 行 政 法 人 の 理 事 長

} 殿

地 方 公 務 員 災 害 補 償 基 金
理 事 長 馬 場 竹 次 郎
(公印省略)

一 般 財 団 法 人 地 方 公 務 員 安 全 衛 生 推 進 協 会
理 事 長 瀧 上 俊 則
(公印省略)

令和 5 年度メンタルヘルス対策の支援事業の実施について

メンタルヘルス対策は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）により事業者の責務とされており、また、労働安全衛生法の一部を改正する法律（平成 26 年法律第 82 号）により、新たにストレスチェックの実施等が事業者の義務とされ、地方公共団体等の各任命権者等において適切なメンタルヘルス対策の実施が求められているところです。

さらに、地方公共団体のメンタルヘルス不調による休務者は、増加が続いており 10 年前の約 1.6 倍、15 年前の約 2.0 倍となっており(*)、これを抑制するためにも、各地方公共団体が職員のメンタルヘルス対策に積極的に取り組むことが必要です。

メンタルヘルス対策を実施し職員の心の健康を保つことは、職員一人ひとりがその能力を十分発揮できるようになることに加え、公務災害の防止にもつながり、ひいては住民に対する質の高い行政サービスを提供することにもつながるものと考えられることから、本年度におきましても、職場のメンタルヘルス対策を担当する地方公共団体等の職員向けの相談窓口を設置する等により、地方公共団体等のメンタルヘルス対策を支援することとしました。

つきましては、別添のとおり、事業概要を送付しますので、積極的に活用いただけますようお願いいたします。

* 令和 3 年度地方公務員健康状況等の現況

(令和 4 年 12 月 一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会)

(別添1-1)

メンタルヘルス対策サポート推進事業(相談窓口設置・相談員派遣)

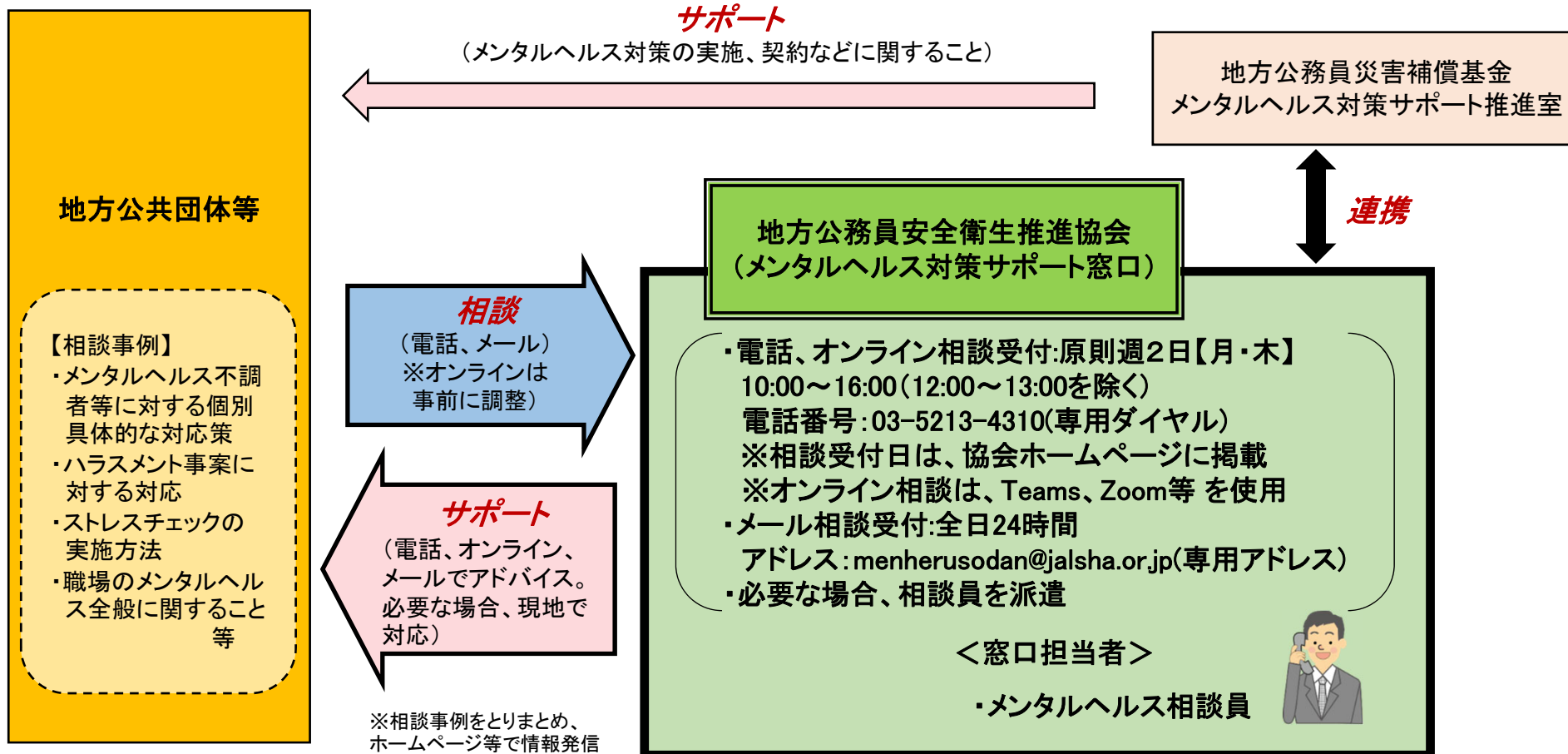
事業概要

職場のメンタルヘルス対策を担当する地方公共団体等の職員向けに、メンタルヘルス対策のための体制づくりや計画の策定方法、ストレスチェックの実施や個別の事案への対応方法も含めたメンタルヘルス対策全般にかかる相談窓口を設置し、専門の相談員(臨床心理士等)がアドバイスをを行う。

また、相談内容等を踏まえ、必要な場合には相談員を地方公共団体等に派遣し、アドバイスをを行う。

対象者

地方公共団体等の管理職員、人事・職員厚生担当者、衛生管理者等のメンタルヘルス対策担当職員



(別添 1－2) メンタルヘルス対策サポート推進事業の概要

1 窓口設置日 令和 5 年 4 月 6 日 (木)

(1) 電話・Web (オンライン) 相談受付

電 話 番 号 : 03-5213-4310 (専用ダイヤル)

相談受付日 : 原則週 2 日 (月・木曜日)

受 付 時 間 : 10 : 00～16 : 00 (12 : 00～13 : 00 を除く)

※相談受付日は、別添 1－3 及び協会ホームページ

「<https://www.jalsha.or.jp/schd/schd08>」にて御確認ください。

※Web (オンライン) 相談は、Microsoft Teams、Zoom 等 を使用します。

(2) メール相談受付

ア ド レ ス : menherusodan@jalsha.or.jp (専用アドレス)

相談受付日、受付時間 : 全日 24 時間

※電話・Web (オンライン) 相談受付日以外の日には御相談いただいた場合でも、電話・Web (オンライン) 相談受付日に電話又はメール返信により、回答します。

(3) 相談員派遣

窓口による相談内容等を踏まえ、必要な場合には、相談員を相談のあった団体へ派遣します。

2 対 象 者 地方公共団体等の管理職員、人事・職員厚生担当者、衛生管理者等のメンタルヘルス対策担当職員

3 費 用 無料

4 留 意 事 項

(1) 相談は、臨床心理士等の専門のメンタルヘルス相談員が対応します。

(2) 電話・Web (オンライン) 相談受付日は、相談の状況等を踏まえて変更する場合があります。

(3) 相談内容とお答えした内容については、個人情報や個人・団体の特定に繋がるような情報を削除し、改編した上で、事例として協会ホームページ等で公開させていただく場合があります。

(4) なお、その他メンタルヘルス対策全般に関することについては、基金メンタルヘルス対策サポート推進室に御相談ください。

〔お問い合わせ先〕

地方公務員災害補償基金 メンタルヘルス対策サポート推進室

〒102-0093 千代田区平河町 2-16-1 平河町森タワー 8 F

電話 : 03-5210-1342 FAX : 03-6700-1764

一般財団法人地方公務員安全衛生推進協会 企画課

〒102-0083 千代田区麹町 3-2 垣見麹町ビル 3 F

電話 : 03-3230-2021 FAX : 03-3230-2266

令和5年度 メンタルヘルス対策サポート推進事業に係る電話・Web(オンライン)相談実施予定日

※電話・Web相談は、カレンダーの日にちに○を付した日の10時～16時(12時～13時を除く)となります。

※メールによる相談は、専用アドレスにて全日24時間受け付けています。なお、電話・Web(オンライン)相談受付日以外の日に御相談いただいた場合でも、電話・Web(オンライン)相談受付日に電話又はメール返信により、回答します。

※窓口による相談内容等を踏まえ、必要な場合には、相談員を相談のあった団体へ派遣します。

※電話・Web(オンライン)相談受付日は、相談の状況等を踏まえて変更する場合があります。

令和5年 4 April

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30						

令和5年 5 May

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

令和5年 6 June

日	月	火	水	木	金	土
				①	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29	30	

令和5年 7 July

日	月	火	水	木	金	土
						1
2	3	4	5	6	7	8
9	10	11	12	13	14	15
16	17	18	19	20	21	22
23	24	25	26	27	28	29
30	31					

令和5年 8 August

日	月	火	水	木	金	土
		1	2	3	4	5
6	7	8	9	10	11	12
13	14	15	16	17	18	19
20	21	22	23	24	25	26
27	28	29	30	31		

令和5年 9 September

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30

令和5年 10 October

日	月	火	水	木	金	土
1	2	3	4	5	6	7
8	9	10	11	12	13	14
15	16	17	18	19	20	21
22	23	24	25	26	27	28
29	30	31				

令和5年 11 November

日	月	火	水	木	金	土
			1	2	3	4
5	6	7	8	9	10	11
12	13	14	15	16	17	18
19	20	21	22	23	24	25
26	27	28	29	30		

令和5年 12 December

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

令和6年 1 January

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
7	8	9	10	11	12	13
14	15	16	17	18	19	20
21	22	23	24	25	26	27
28	29	30	31			

令和6年 2 February

日	月	火	水	木	金	土
				①	2	3
4	5	6	7	8	9	10
11	12	13	14	15	16	17
18	19	20	21	22	23	24
25	26	27	28	29		

令和6年 3 March

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
3	4	5	6	7	8	9
10	11	12	13	14	15	16
17	18	19	20	21	22	23
24	25	26	27	28	29	30
31						

(別添2)

令和5年度メンタルヘルスマネジメント実践研修会について

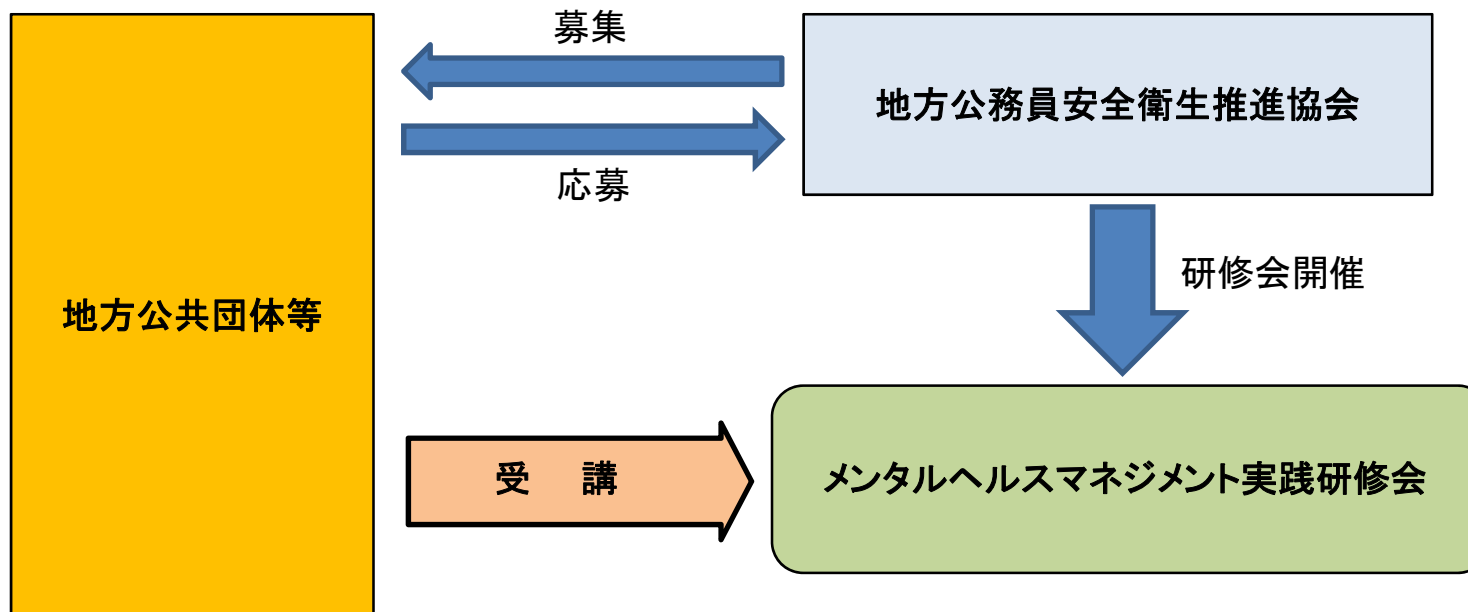
事業概要

職場のメンタルヘルス対策を推進する上での必要な体制づくりや計画立案の方法、具体的かつ実的な事例研究、カウンセリングの実習などを交えた内容の研修会を開催する。

【東京】6月15日(木)～16日(金)開催 定員100名、【大阪】10月12日(木)～13日(金)開催 定員100名

対象者

地方公共団体等の管理監督者、人事管理担当者、衛生管理者等職員



※地方公共団体等の安全衛生担当課等で、受講希望者をとりまとめのうえ、地方公務員安全衛生推進協会研修課あて申し込みください。
4月から募集開始し、申込締切は開催日の2週間前としておりますが、定員になり次第締め切りとなります。
申請書類等は、地方公務員安全衛生推進協会ホームページ(<https://www.jalsha.or.jp/schd/schd01/>)からダウンロードできます。

(別添3)

令和5年度公務災害防止対策セミナー市町村研修支援について

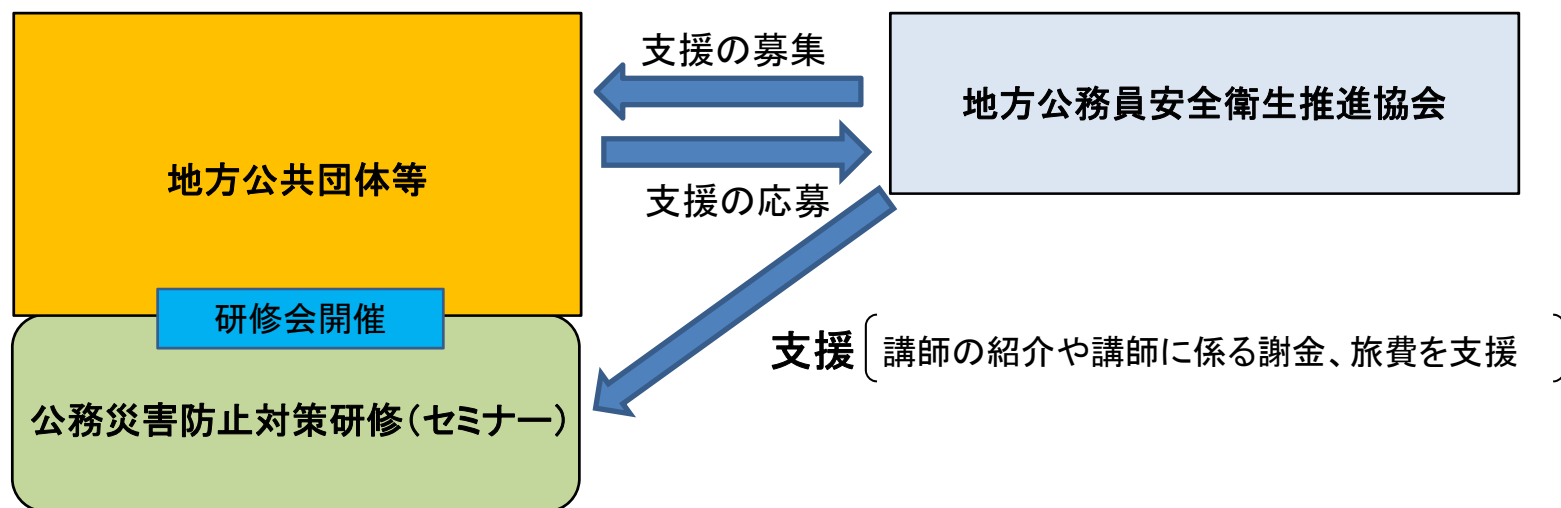
事業概要

市町村職員の公務災害の未然防止を目的として、地方公共団体等が実施する市町村職員対象のメンタルヘルス対策を含む公務災害防止対策研修等に対して、地方公務員安全衛生推進協会が講師派遣等の支援を行う(全国で概ね50件程度採択予定)。

支援対象研修

受講者数が概ね50人以上の次の研修を支援対象とする。

- ・都道府県の管内市区町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)職員を対象として実施する公務災害防止対策研修
- ・都道府県の市長会、町村会及び管内市区町村職員を対象として研修を実施する公共的団体が、当該団体の構成市町村の職員を対象として実施する公務災害防止対策研修
- ・市区町村が、当該市区町村の職員を対象として実施する公務災害防止対策研修



※支援の募集は4月から受付を開始、6月から1月頃までに開催見込の研修をお申し込みください。

研修の受講者数は、概ね50人以上とし、支援希望団体が多数の場合は、地方公務員安全衛生推進協会の審査により決定します。

開催日、会場については、支援対象となった地方公共団体等において決定していただきます。

事業の詳細につきましては、地方公務員安全衛生推進協会研修課(03-3230-2021)までお問合せください。

各共済組合のメンタルヘルス等に係る相談窓口（職員向け）

共済組合名	相談窓口
千葉県市町村職員 共済組合	○メンタル相談室 https://www.c-scskyousai.or.jp/member/03_life/309.html ※組合員とその家族を対象に、心の悩みに専門カウンセラーが電話・面接又は WEB により 応対する、メンタルヘルス相談室を開設。
鳥取県市町村職員 共済組合	○メンタルヘルス対策事業（保健関係） http://www.tori-ctvkyousai.or.jp/fukushi/mentalhealth.html ※メンタルヘルス対策事業の一環として、次のフォロー体制を整備（個人負担なし）。 ① 自身で簡易 WEB 診断 ② 心の健康相談 ③ 各種研修会 ④ メンタルヘルス対策推進に向けた支援 ⑤ 外部資源のご案内
沖縄県市町村職員 共済組合	○メンタル相談室 https://okinawa-ctv-kyosai.jp/fukushi/hoken.html ※組合員の心の健康相談を行うため、希望の所属所に専門のカウンセラーを派遣。 相談に要した費用は全額助成。 ※利用にあたっては、各市町村の担当窓口へお問い合わせください。

注）福島県市町村職員共済組合、京都府市町村職員共済組合及び兵庫県市町村職員共済組合については、職員向けのメンタルヘルス等に係る相談窓口が設置されていないため、例えば、こころの健康相談統一ダイヤル※の活用を周知する方法等も考えられますので、当該市町村職員の心身の健康の確保等に向けて必要な対応を行っていただくようお願いします。

※ こころの健康相談統一ダイヤルについては、全国共通の電話番号（0570-064-556）を設定しており、当該番号に電話をかけると、電話をかけた所在地の公的な相談機関に接続されます。

詳細は、厚生労働省のこころの健康相談統一ダイヤルの HP を御覧ください。

<URL> https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/kokoro_dial.html

メンタルヘルス対策の 相談窓口をご活用ください

無料

地方公共団体等の**管理職員、人事・職員厚生担当者、衛生管理者等のメンタルヘルス対策担当職員向け**に、相談窓口を設置しています。

個々の職員への対応方法から、職場の体制づくりまで、

メンタルヘルス対策に関する相談を幅広く受け付けています。

相談には、臨床心理士等の相談員が電話やWeb、メールでアドバイス等を行います。

費用はかかりませんので、お困りの際には、一度ご相談ください。

相談例



ストレスチェックの
結果を活用した
職場環境改善に
取り組みたいの
ですが…

休みがちで、
元気がない
職員がいるのですが、
うつ病に
ならないか心配です。
どうしたら？

療養休暇を
とっていた職員が
職場復帰するのですが
注意すべき点などは
ありますか？



職場でトラブルを
起こしがちな職員がいて
困っています。
どう対応したら
よいのでしょうか？



電話・Web相談



原則、週2日【月・木】
10:00～16:00
(12:00～13:00を除く)

専用ダイヤル

03-5213-4310



メール相談

全日24時間

原則、ご相談に対する回答は、電話相談受付日となります

専用アドレス

menherusodan@jalsha.or.jp

地方公務員災害補償基金
一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会

詳細は、裏面にてご確認ください

対象者

ご利用者

地方公共団体等の

- 管理職員
- 人事・職員厚生担当者
- 衛生管理者等のメンタルヘルス対策担当職員

※メンタルヘルス不調者本人等は、対象としていません。

相談内容

こんな相談ができます

- メンタルヘルス不調者に対する対応方法
- ストレスチェックの実施方法
- メンタルヘルス対策全般
- ハラスメント事案への対応方法



相談方法

電話・Web相談



専用ダイヤル

03-5213-4310



協会HP

相談受付日は、当協会ホームページにてご確認ください。

ホームページURL <https://www.jalsha.or.jp/>

受付日及び時間

原則、週2日【月・木】 **10:00~16:00**
(12:00~13:00を除く)

※祝日や年末年始の前後等は、変更があります

メール相談



専用アドレス

menherusodan@jalsha.or.jp

受付日及び時間

全日24時間

※原則、ご相談に対する回答は、電話相談受付日となります

相談内容を踏まえ、必要性が高い場合には、相談員を現地に派遣します。

注意事項

- 相談は、臨床心理士等のメンタルヘルス相談員がご対応させていただきます。
メールによる相談は、原則、電話又はメール返信により、電話相談受付日に回答させていただきます。
- 相談内容とお答えした内容については、個人情報や個人・団体の特定に繋がるような情報を削除し、改編した上で、事例等として当協会ホームページで公開させていただく場合があります。

メンタルヘルス対策支援専門員 をご活用ください。

大規模災害又は特殊災害が発生し、職員の惨事ストレスの発生が危惧される地方公共団体（以下「自治体」という。）等に豊富な知識や経験をもつ臨床心理士等がお伺いし、個別面接や心の健康セミナーなどの支援を行います。

1

個別面接



2

心の健康セミナー



3

メンタルヘルスマネジメント支援



1 対象自治体

大規模災害又は特殊災害が発生し、職員の惨事ストレスの発生が危惧される自治体からの要請に基づき、当協会があらかじめ登録した臨床心理士等を派遣し、自治体が行うメンタルヘルス対策を支援します。

一般のオフィスはもちろん、清掃、給食、水道、下水道、保育所、学校、交通、消防、病院など職種を問わずどこにでもお伺いします。支援専門員の派遣に係る費用は一切かかりません。

2 支援の内容

① 個別面接

個別面接により、職員の心の健康状況を見極め、サポートを必要とする職員に対しては相談窓口や医療機関等を紹介します。

※診療行為は行いません。

② 心の健康セミナー（一般職員向け、管理監督職員向け）

職員の PTSD 反応への正しい知識と理解を高め、ストレス耐性を高めることなどを目的とした自治体の研修会等に講師を派遣します。

③ メンタルヘルスマネジメント支援

自治体の安全衛生管理担当者向けにメンタルヘルス管理体制整備のアドバイス等を行います。

※「①個別面接」又は「②心の健康セミナー」と一緒に実施する事が条件となります。

3 支援事業の流れ

1 申し込み

自治体で支援を受けたい支援項目を選定し、当協会へ要請書を提出していただきます。

（個別面接や心の健康セミナーの対象者は、自治体で選定していただきます）

ホームページに掲載する要請書にご記入のうえ、お申し込みください。

 <http://www.jalsha.or.jp/>

※応募団体多数の場合はお受けできないことがありますので、ご了承ください。

2 審査及び決定

要請内容を審査し、決定の場合は決定通知をお送りします。

3 事前打合せ

内容、日程、事前提出書類等について打合せを行います。

4 メンタルヘルス対策支援専門員派遣事業の実施

専門員を派遣し、個別面接、心の健康セミナー（一般職員向け、管理監督職員向け）、メンタルヘルスマネジメント支援の実施

お問い合わせ ☎03-3230-2021

一般財団法人 地方公務員安全衛生推進協会 企画課

○ 災害時に備えたメンタルヘルス対策

- 「令和5年の梅雨期、台風期等の大規模災害時における災害対応業務等に従事する職員の健康管理・安全衛生について」（令和5年5月23日付け総行安第30号）（抄）

例年、梅雨期及び台風期においては、局地的大雨や集中豪雨により、多数の人的被害や住家被害が発生する危険性が高まります。また、大規模地震は時期を問わず発生し、甚大な被害につながるおそれがあります。これらの大規模災害が発生した場合、被災地方公共団体においては、災害対応や復旧・復興業務に従事する職員が十分な休養を取得できないことなどにより、心身の負担が過度となりメンタルヘルス不調をきたすことが懸念されます。

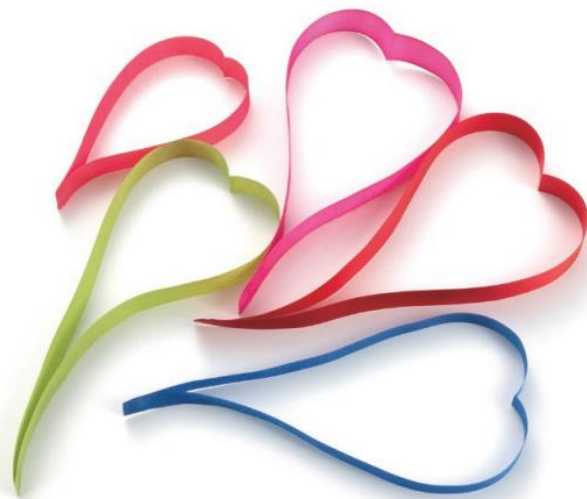
そのため、災害発生時の職員の健康管理・安全衛生については、各任命権者において十分に御配慮されることと存じますが、交代制による休養の取得など、特に災害対応や復旧・復興業務に従事する職員の勤務環境に十分に御留意いただきますようお願いいたします。

その際、地方公務員共済組合が職員等向けに設置しているメンタルヘルス等に係る相談窓口や、（一財）地方公務員安全衛生推進協会が各地方公共団体の職員（他の地方公共団体からの応援職員を含む。）や人事・安全衛生等担当者を対象に実施している各種メンタルヘルス対策事業の活用も効果的であるため、日頃から関係職員に対して周知いただき、特に、災害発生時においては積極的に御活用いただきますようお願いいたします。

- 「災害時における地方公務員のメンタルヘルス対策マニュアル」（令和3年3月地方公務員災害補償基金・地方公務員安全衛生推進協会策定）

災害時における 地方公務員の メンタルヘルス

対策 マニュアル



地方公務員災害補償基金